

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

## 公務員技術者の訴訟リスク

# 公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～ (8)

とまり 泊      ひろし 宏\*

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の第3回(2021年6月号)で「公務員の主な訴訟リスク」として、公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化してお示しし、さらに第4回(2021年9月号)から第7回(2022年7月号)までで主な制度について解説してきました。今号では、どのような業務や役職に訴訟リスクが

あるのか?という観点に着目して類型化してお示します。

### どのような業務に訴訟リスクがあるか

「自分は管理を担当していないから、訴訟リスクは関係ない」という声を時々耳にする。本当だろうか。確かに、施設の維持管理を担当していると、管

表-1 訴訟リスクがある業務の例

訴訟リスクの例	想定される原告
<b>①積算・入札・契約</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事・測量・設計の積算ミス・手続きミスにより不利益を被った</li> <li>・「変更契約で見る」と言われたのに対処されず赤字になった</li> <li>・業者選定が恣意的に行われ、受注機会がなくなり、損害を被った</li> <li>・不当な技術審査、評点によって損害を被った</li> </ul>	建設会社、測量・設計会社
<b>②施工管理・監督</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注機関職員から対応の不備を指摘されて会社を退社させられた</li> <li>・発注機関職員が工事の安全管理に必要な対応を行わなかったことにより事故でケガをした</li> </ul>	建設会社等の社員 事故の被害者 (建設会社等の社員、歩行者等)
<b>③維持管理・災害対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロールの見落としにより落石があり車が損傷した</li> <li>・防護柵が老朽化していたのに放置していたため水路に落下した</li> <li>・許認可の手続きの不備や遅れで損害を被った</li> <li>・土地の境界争いで不利な扱いを受けた</li> <li>・樋門の操作に瑕疵があり住居が浸水した</li> <li>・排水機場のスイッチを切り忘れて燃料代を無駄にし国・自治体に損害を与えた</li> </ul>	住民、施設利用者  市民団体
<b>④事業執行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きに不備・遅れがあり国・自治体に損害を与えた</li> <li>・無駄な公共事業を実施して国・自治体に損害を与えた</li> </ul>	市民団体
<b>⑤住民対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業によって生活に影響が生じるのに事前に十分な説明がなかった</li> <li>・地元説明での説明内容が実際と異なり営業に支障が生じている</li> <li>・悪質な業者を指導するよう要望したのに対応してくれなかった</li> <li>・イベントの安全管理に手落ちがありケガをした</li> </ul>	住民  イベント参加者
<b>⑥その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部下のセクハラをやめさせるよう対応しなかった</li> </ul>	職員

\*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

理瑕疵に伴う訴訟を提訴されるリスクがある。しかし、訴訟リスクは、施設管理以外の業務にもある。したがって「管理を担当する部署に異動し、訴訟リスクを意識するようになった」は理解できるが、「管理を担当していないから、訴訟リスクはない」は正しいとは言えない。同様に「積算を担当していないから」、「住民対応をする部署でないから」も正しいとは言えないのである。

訴訟リスクがある業務の例を表-1に示す。本誌の読者は、所属する課・係等に応じて、調査、設計、工事、維持管理、許認可等の業務に携わっている方が多いと思う。表-1をご覧くださいと、様々な業務に訴訟リスクはあることがわかる。また、災害対応や式典・イベントなど、普段の仕事の分担に関係なく、事務所全体で対応することもあるであろう。

提訴される案件の種類や程度、想定される相手方等の違いはあるものの、訴訟リスクがない部署は存在しないと言っても過言ではない。

### どのような役職に訴訟リスクがあるか

「自分はまだ課長でないから、訴訟リスクは関係ない」という声を時々耳にする。本当だろうか。確かに、事務所の課長になると、入札契約委員会のメンバーになり、業者選定に不服があれば、訴えられるおそれがある。また、部下の手続きミスや業者対応、住民対応のトラブルに対する責任が生じることもある。しかし、訴訟リスクは、課長以外の役職にもある。したがって「課長に昇任して、訴訟リスクを意識するようになった」は理解できるが、「課長でないから、訴訟リスクはない」は正しいとは言えない。同様に「出張所長でないから」、「監督官でないから」も正しいとは言えないのである。

訴訟リスクがある役職の例を表-2に示す。所長や課長などの役職者だけでなく、直接的に実務を担当する職員、住民や業者等に対応する職員にも訴訟リスクがあるのである。

提訴される案件の種類や程度、想定される相手方等の違いはあるものの、訴訟リスクがない役職は存在しないと言っても過言ではない。

表-2 訴訟リスクがある役職の例

訴訟リスクがある職員の例	想定される役職の例
①直接的に実務を担当する職員、住民や業者等に対応する職員	一般職員、監督官
②実務担当者の直属の上司、手続きや意思決定に関する職員	係長、課長、副所長
③組織の責任者	所長、局長

### 想定される事例（その8）

#### 「セクハラ加害者の上司にも賠償請求」

##### 〈概要〉

A河川国道事務所B課に勤務する期間業務職員のCさん（女性）は、業務の要件でD課に行くと、よくE主任（男性）に話しかけられた。しかし、E主任の話には性的な内容が含まれていることが多く、不快に感じていた。CさんはE主任に「あなたがやっていることはセクハラである。やめてほしい。」旨を伝えたが、E主任の話かけは続いた。さらに、CさんはD課の課長のF氏に「あなたの部下のE主任がやっていることはセクハラである。やめさせてほしい」旨を伝えたが、改善されないと感じていた。

CさんはA事務所を退職した後、E主任、E主任の上司のF課長、国を相手に、セクハラに対する損害賠償を求める訴訟を提起した。その後、和解により、E主任、F課長、国は、合わせて約3百万円の和解金を支払うことで決着した。

##### 〈解説〉

セクハラに対する賠償を、加害者本人だけでなく、加害者の上司、加害者を雇用している国にも請求した事例である。

行政機関、民間企業を問わず、パワハラ、セクハラによる被害が大きな問題となっている。「昔は、これくらいは当たり前」は通用しなくなってきている。パワハラ、セクハラは、被害者にとって、大きな苦痛である。場合によっては、訴訟に至る場合もある。これまでの訴訟において、加害者本人だけでなく、加害者の上司、加害者を雇用している組織にも請求する事案が見られるようになってきている。

「セクハラをした本人が悪いのであって、上司である自分に責任はない」とは言えなくなってきているのである。

## ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」（本号79ページ参照）にお寄せください。